

入札公告
(入札前審査型・個別事項)

下記の建築工事について、制限付き一般競争入札（入札前審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。この工事の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告により行うものとする。

令和5年8月10日

静岡県賀茂郡西伊豆町長 星野 淨晋

1-1 公告日 令和5年8月10日

1-2 入札執行者 西伊豆町長 星野 淨晋

1-3 この入札に関する契約条項を示す場所及び事務を担当する機関（以下「契約条項を示す場所等」という。）

〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科401番地の1

西伊豆町役場 総務課検査管理係

電話：0558-52-1111 E-mail：kensa@town.nishiizu.lg.jp

1-4 工事内容等

入札番号 第1号

建設工事名 令和5年度 仁科浜地区津波等避難施設建設工事

建設工事箇所 賀茂郡西伊豆町 仁科 地内

工期 契約締結の日の翌日から令和6年10月31日限り

工事概要等 津波等避難施設（RC造2階建） N=1棟

避難床面積 A=227.0㎡

避難床高さ 屋上 H=14.5m 2階 H=11.0m

1-5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

西伊豆町における建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者のうち、次の各号に掲げる資格要件をすべて満たしていることの確認を受けた者であること。

<資格要件>

(1) 入札参加形態は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、その構成員は2ないし3者とする。

(2) 共同企業体の代表者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき建築一式工事において特定建設業の許可を受けている者であること。

(3) 共同企業体の代表者は、県内沼津以東に主たる営業所（本店・本社をいう。）を有し、名簿に建築一式工事が登録されている者であり、建築一式工事において静岡県経営規模等評価ランクAを取得していること。

(4) 共同企業体の代表者となる構成員は、建築一式工事において、当該工事と同様の工事実績を有すること。なお、同種工事の実績を確認できる以下の書類を添付すること。

ア 様式第2号

イ 様式第2号に記載した契約書又は工事カルテ（CORINS）の写し等

(5) 本工事に対応する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を配置し得ること。また、専任を要する工事の場合、開札日の翌日から起算して20日目（土日及び祝日を含む。）から配置できること。

(6) その他の構成員は、名簿に建築一式工事若しくは土木一式工事が登録されており、1者以上は西伊豆町内に主たる営業所を有する者であること。

(7) 建物の引渡時期は、令和6年10月31日までに引き渡すこと。

<その他の条件>

共通事項 2-1 に記載した条件を満たしていること。

1-6 入札日程

- (1) 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、入札参加資格確認資料及び添付書類（以下「資料等」という。）の提出
 - 受付期間 公告の日の翌日から令和5年8月24日（木）まで（土日及び祝日を除く。）
 - 受付時間 午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで
 - 提出書類 共通事項 2-2 (4) のとおり
 - 提出部数 各2部
 - 提出場所 1-3 契約条項を示す場所等へ持参
- (2) 入札参加資格の確認通知
 - 令和5年8月31日（木）までにメール又はファックスにより通知。後日、書面により原本を郵送する。
- (3) 入札参加資格なしと認められた者の説明請求期限
 - 受付期間 通知日の翌日から令和5年9月5日（火）まで（土日及び祝日を除く。）
 - 受付時間 午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで
 - 提出場所 1-3 契約条項を示す場所等へ持参
- (4) 前号に対する回答期限
 - 回答期限 令和5年9月11日（月）まで（土日及び祝日を除く。）
 - 回答方法 書面による回答。
- (5) 設計書及び図面（以下「設計図書等」という。）の交付
 - 交付期間 令和5年8月10日（木）（図面の販売をしない場合）から令和5年8月23日（水）まで（土日及び祝日を除く。）
 - 交付時間 午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで
 - 交付場所 1-3 契約条項を示す場所等
 - 交付内容 CD-ROM（金抜き設計書・特記仕様書・図面）の貸出
※紙ベースでの交付（白黒、サイズはA3まで）を希望する場合の料金は、西伊豆町手数料徴収条例（平成17年西伊豆町条例第55号）による。
 - その他 1-5 の資格要件を満たさない者には交付しない。
- (6) 設計図書等の縦覧期間
 - 縦覧期間 設計図書等の期間と同じ。
 - 縦覧時間 設計図書等の時間と同じ。
 - 縦覧場所 1-3 契約条項を示す場所等
- (7) 設計図書等に対する質問受付期間
 - 受付期間 令和5年8月10日（木）から令和5年9月1日（金）まで（土日及び祝日を除く。）
 - 受付時間 持参の場合 午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで
メールの場合 令和5年9月1日（金）午後4時まで
 - 提出場所 1-3 契約条項を示す場所等へ提出
※なお、メールにより提出する場合、件名は「（共同企業体名）仁科浜地区津波等避難施設建設工事質問書」とすること。
- (8) 前号に対する回答期限
 - 令和5年9月7日（木）までに入札参加資格が認められた者に対し、メール又はファックスにより回答する。
- (9) 質問事項回答の縦覧
 - 縦覧期間 令和5年9月8日（金）から令和5年9月12日（火）まで
 - 縦覧時間 午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで
 - 縦覧場所 1-3 契約条項を示す場所等
- (10) 入札書等受付期間、入札書等の提出
 - 入札日時 令和5年9月13日（水）午前9時30分

入札会場 西伊豆町保健センター 2階会議室（西伊豆町役場本庁横）

(11)開札日時

令和5年9月13日（水）午前9時30分

1-7 その他

- (1) 最低制限価格の設定 西伊豆町建設工事等に係る最低制限価格制度実施要領第3条による
- (2) 前払金 西伊豆町建設工事執行規則第47条による
- (3) 部分払 西伊豆町建設工事執行規則第50条による
- (4) 契約書の作成 西伊豆町建設工事競争入札・契約規程第18条による
- (5) 工程表の提出 要
- (6) 工事工程月報の提出 要
- (7) 現場代理人及び技術者の氏名の通知 書面
- (8) 火災保険付加の要否 要
- (9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (10) その他 管工事、電気工事、建具工事などにおいては、西伊豆町内に主たる営業所を有する業者を下請業者として取扱うなど配慮すること。

(入札前審査型・共通事項)

2-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

西伊豆町における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次の各号に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 次の各細号に定める届出の義務のいずれかを履行していない者（当該届出の義務がない者を除く）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (4) 申請書及び資料等の提出期限の日から落札決定までの期間に、西伊豆町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成17年西伊豆町要綱第93号。以下「町要綱」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

2-2 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格確認基準日は、申請書及び資料等の提出日とし、その結果を通知する。
- (2) 期限までに申請書及び資料等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
- (3) 申請書及び資料等の提出は、紙媒体による持参とする。
- (4) この入札の参加希望者は、以下の申請書及び資料等を作成のうえ、提出期限までに1-3契約条項を示す場所等へ提出すること。
 - ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - イ 同種工事の施工実績調書（様式第2号）
 - ウ 同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書又は工事カルテ（CORINS）の写し等（様式第2号確認資料）
※当該工事の概要が記された設計図書等の写しが必要な場合は添付すること。
 - エ 配置予定技術者等の資格・工事経験調書（様式第3号）
 - オ 配置予定技術者等の資格並びに雇用関係を証するもの及び工事経験を証明するものとし

て、次の書類を添付すること。

- ① 法令による免許については、免許を証する書面の写し（様式第3号確認資料）
- ② 配置予定技術者が営業所の専任技術者でないことを証する書類（建設業許可申請様式八号(1)又は(2)）の写し（様式第3号確認資料）
- ③ 当該技術者との雇用関係を証する書面（健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの）の写し（様式第3号確認資料）
- ④ 監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し（様式第3号確認資料）
- ⑤ 同種工事の施工経験として記載した工事に係る契約書又は工事カルテ（CORINS）の写し等（様式第3号確認資料）。ただし、様式第2号に記載した工事が施工経験の場合は省略することができる。

カ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する許可の通知書の写し（申請書提出日時点において許可の有効期間開始日が到来しているもの）

キ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値通知書の写し（審査基準日が開札日より1年7ヶ月以内のもの）

- (5) 申請書及び資料等の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (7) 提出期限後における申請書又は資料等の差替え及び再提出は認めない。
- (8) 提出された申請書及び資料等は返却しない。
- (9) 提出された申請書及び資料等は公表しない。
- (10) 申請書及び資料等に用いる言語は日本語とする。

2-3 配置予定技術者等の資格・施工経験の確認

- (1) 様式第3号に1-5(5)に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定技術者の資格及び同種工事の施工経験を記載すること。この場合、配置予定技術者として複数の候補技術者を記載することができる。また、他の工事に配置されている技術者が従事している工事の完成等により本工事に確実に配置できる見込みがある場合は、当該技術者を配置予定技術者として記載することができる。

専任を要する工事における配置予定技術者の専任を開始する日は、現場施工に着手する日が確定している場合は、明示された当該日から専任で配置できることを条件とし、現場施工に着手する日が確定していない場合は、開札日の翌日から起算して20日目（土日及び祝日を含む。）から専任で配置できることを条件とする。専任の終了する日は、完成検査終了日とし、修補等がなく現場における検査が終了することを条件とする。

- (2) 専任を開始する日に、申請のあった配置予定技術者を配置できない場合や工事カルテ（CORINS）等により配置予定技術者の専任義務違反の事実が確認された場合は、原則、契約しない又は契約を解除する（契約前にあっては入札保証金に相当する額を、契約後にあっては契約保証金に相当する額を違約金として支払わなければならない。これらの場合、西伊豆町は一切の損害賠償の責を負わない。）。
- (3) 他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合や、従事している工事の未完成等により技術者が配置できないにもかかわらず入札した場合は、町要綱に基づく指名停止を行う場合がある。

2-4 設計図書等について

- (1) 設計図書等の交付方法は、1-6(5)のとおりとする。
- (2) 設計図書等に対する質問方法は、1-3契約条項を示す場所等に書面による持参又はメール（様式任意）による。
- (3) 質問に対する回答は、入札参加資格が認められた者に対し、メール又はファックスにより回答する。

2-5 入札参加資格なしと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格なしと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認められた理由について、説明を求めることができる。
- (2) 入札参加資格なしと認められた者の説明請求方法は、1－3契約条項を示す場所等に書面（様式任意）による持参とする。
- (3) 入札執行者の回答方法は、1－3契約条項を示す場所等で書面（様式任意）により回答する。

2－6 入札執行の場所等

- (1) 入札執行の日時 令和5年9月13日（水） 午前9時30分
- (2) 入札会場 西伊豆町保健センター 2階会議室
住所：静岡県賀茂郡西伊豆町仁科395番地（西伊豆町役場本庁舎横）
- (3) 入札の方法 書面持参による。
入札執行日時に入札参加資格確認通知書を所持し、入札会場内にて以下の書類を提出すること。
 - ア 入札書
 - イ 見積内訳書（入札書と同時に提出すること）
 - ウ 委任状（代理人の場合）
- (4) その他の注意事項
 - ア 郵送による入札は認めない。
 - イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。
 - ウ 入札時に入札書及び見積内訳書を同時に提出すること。
 - エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - オ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2－7 見積内訳書

第1回の入札書に記載される入札金額に対応した見積内訳書の提出を求める。

- (1) 提出方法は、入札書の提出方法に準じ、入札書と同時に提出する。
- (2) 様式は、【別紙】見積内訳書による。
- (3) 見積内訳書は、入札書の添付書類とするため、不備がある場合は入札を無効とする場合がある。詳細については「入札金額の見積内訳書の取扱いについて」による。

2－8 開札等

- (1) 開札は、入札会場において、入札事務に関係のない町職員を立会わせて行うか、入札者又はその代理人を立会わせて行う。
- (2) 本公告で示した入札に参加する資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、建設工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）並びに現場説明（現場説明を行う場合）及び現場説明書において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札及び本工事の見積内訳書に不備があるときは、本入札を無効とする。なお、入札参加資格が認められた者であっても、落札決定までの期間に町要綱に基づく指名停止を受けた場合、本入札は無効とする。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び施行令第167条の10第1項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定した工事にあつては、最低制限価格以上の価格）をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

2－9 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付（契約金額の100分の10以上）

ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証を付したときは、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付す又は町を被保険者とする履行保証保険特約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 契約書の作成 要

契約の締結に当たっては、契約書（議会の議決に付すべき契約の場合は、仮契約書）を作成しなければならない。なお、仮契約書の場合は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年西伊豆町条例第47号）の定めるところにより、議会の議決があったときに当該契約が成立する。

(4) その他

ア 西伊豆町建設工事入札・契約規程（平成17年西伊豆町規程26号）に基づき入札に参加すること。

イ 入札参加者は、入札心得を熟読し遵守すること。

ウ 落札者は、専任の配置技術者が必要な工事の場合は、様式第3号に記載した配置予定技術者を本工事の現場に専任で配置すること。

エ 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

オ 申請書又は資料等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。

カ 落札決定後に町要綱に基づく指名停止を受けた場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

① 落札決定後から契約締結までの間に落札者が町要綱に基づく指名停止を受けたときは、当該落札決定を取消すことがある。

② 議会の議決に付すべき契約においては、仮契約の締結前に町要綱に基づく指名停止を受けたときは仮契約を締結せず、仮契約の締結後から議会の議決前に町要綱に基づく指名停止を受けたときは仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。

③ ①又は②により契約を締結しない取扱いとした場合については、町は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

キ その他詳細不明の点については、1－3契約条項を示す場所等へ連絡すること。